

※直管型蛍光灯器具からの取替が対象
 ※6月下旬に受付開始予定。工事前に申請が必要です。詳細は、市報6月15日号に掲載予定
 ▶環境保全課 ☎042-438-4042

募集

男女平等推進センター 企画運営委員会委員募集

内男女平等推進センターの年間事業の企画、運営ほか
 □資格・人数 在住・在勤・在学で18歳以上の方・8人
 □任期 2年(最長4期8年)
 □謝金 日額2,000円
 申5月18日(金)(必着)までに、作文「これからの男女平等推進センターの役割について」(800~1,000字程度)に、住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、〒202-0005住吉町6-15-6男女平等推進センターへ郵送・ファクス・メールまたは持参
 ▶男女平等推進センター
 ☎042-439-0075
 ☎042-422-5375
 ✉kyoudou@city.nishitokyo.lg.jp

環境審議会委員募集

西東京市第2次環境基本計画の中間見直しや市の環境施策について審議します。
 □資格 在住・在勤・在学で満18歳以上(平成30年4月1日現在)の方
 ※ほかの審議会委員などの兼任不可
 □人数 4人
 □任期 7月1日~平成32年6月30日まで
 □報酬 1万8000円/回
 申5月22日(火)午後5時(必着)までに、市報から「選考申込書」をダウンロードのうえ提出
 ▶環境保全課 ☎042-438-4042

産業振興マスタープラン推進委員

□資格・人数 在住・在勤・在学で18歳以上の方・2人
 ※ほかの審議会委員などの兼任不可
 □任期 6月~平成31年3月(予定)
 □謝礼 1回2,000円
 申5月14日(月)(必着)までに、作文「市の産業を活性化させるために必要なこと」(800字程度)に、住所・氏名・生年月日・電話番号・職業を明記し、〒202-8555市役所産業振興課へ郵送または持参(保谷庁舎3階)
 ▶産業振興課 ☎042-438-4041

事業者募集

西東京市環境基本計画後期計画 策定支援委託業者を募集

市は、平成26年3月に策定した「西東京市第2次環境基本計画」の中間見直しを行い、後期計画を策定するため、支援業務を委託する事業者を募集します。
 □選考方法 企画提案競技(プロポーザル方式)
 申5月31日(木)午後5時(必着)までに、必要書類を提出
 ※応募方法などの詳細は、市報参照
 ▶環境保全課 ☎042-438-4042

etc その他

寄附
 市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。
 ※坂口 光治 様(金員)
 ▶秘書広報課 ☎042-460-9803

審議会など

総合教育会議

時 5月15日(火)午前10時
 場 田無庁舎議会棟4階
 内・定 教育に関する協議・調整・10人
 ▶企画政策課 ☎042-460-9800

行財政改革推進委員会

時 5月17日(水)午前9時
 場 田無庁舎3階
 内・定 行財政改革大綱の中間見直しほか・5人
 ▶企画政策課 ☎042-460-9800

使用料等審議会

時 5月25日(金)午後1時30分
 場 田無庁舎3階
 内・定 施設使用料の見直しほか・5人
 ▶企画政策課 ☎042-460-9800

子ども子育て審議会

時 5月25日(金)午前9時30分
 場 イングビル
 内・定 (仮称)西東京市子ども条例ほか・8人
 ▶子育て支援課 ☎042-460-9841

農業振興計画推進委員会

時 5月11日(金)午前10時~正午
 場 保谷庁舎1階
 内・定 第2次西東京市農業振興計画に基づく検討課題について・5人
 ▶産業振興課 ☎042-438-4044

図書館協議会

時 5月17日(水)午後3時~5時
 場 中央図書館
 内・定 平成30年度事業計画ほか・3人
 ▶中央図書館 ☎042-465-0823

インターネットなどで市政に参加しませんか? ~市政モニター登録者新規募集~

「市政モニター」の登録者を新たに募集します。暮らしに関わる事柄を主なテーマとして、年に2~3回の調査にお答えいただき、市民の皆さんの声を市政に活用する制度です。
 □任期 登録日から2020年5月31日まで ※謝礼あり
 対 在住・在勤・在学で18歳以上の方(公務員などを除く)
 定 100人(申込多数は年代・地域などを考慮し決定)
 申 5月21日(月)(消印有効)までに、〒188-8666市役所秘書広報課(田無庁舎3階または保谷庁舎1階市民相談室)へ郵送または持参

※申込書は期間中、左記持参先で配布(市報からもダウンロード可)
 ※7月中旬に決定者へ通知送付予定

「募集案内」が届いた方へ

今まで市政に参加する機会がなかった方など、より多くの方に参加いただけるよう、無作為に選んだ市民の方へ「募集案内」を送付しています。
 お手元に届いた方は、ぜひこの機会に登録し、テーマについてのご意見をお寄せください。
 ▶秘書広報課 ☎042-460-9804

平成30年度は固定資産税・都市計画税の評価替えの年です

固定資産税・都市計画税とは

固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋・償却資産を所有している方が、その資産の所在する市町村に納付する税金(地方税)です。
 都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるため、市町村が任意で課税することができる目的税です。

評価替えとは

評価替えは、固定資産税・都市計画税において、3年に一度土地と家屋の評価額を見直す制度です。

土地

土地の評価額は、平成6年度の評価替えから地価公示価格の7割をめどに算出することとなっています。

●税負担の調整措置

平成9年度の評価替えから、新年度の評価額に対する前年度の課税標準額の割合(負担水準)に応じて、新年度の課税標準額を求める措置が講じられています。(表1参照)

●平成30年度税制改正点

固定資産税(土地)の負担調整措置について、現行の仕組みを3年間延長することになりました。

●平成31・32年度の価格の修正

地価が下落している地域については、平成31・32年度において平成30年度の価格を下落修正していくこととなります。その際の判断基準とされる地価動向の指標は、東京都地価調査価格(東京都基準地価)の結果および不動産鑑定士による調査結果を活用していく予定です。

家屋

家屋の評価額は、固定資産評価基準を基に算出されますが、この固定資産評価基準は、評価替えの際に建築資材の価格の変動や工法の変化などを価格に反映させて改正されます。

平成29年1月1日以前の建築家屋(在来分家屋)については改正された評価基準によって評価額が見直しされ、これによって求めた評価額と前年度の評価額を比べて、いずれか低い方が平成30年度の評価額(課税標準額)になります。そのため、前年度の評価額のまま据え置かれる場合と、それを下回った評価額となる場合のいずれかとなります。

固定資産税・都市計画税の税率

固定資産税の税率は、平成30年度以降も引き続き標準税率(100分の

1.4)を適用します。

都市計画税の税率は、制限税率である100分の0.3の範囲内で市町村が設定することが可能ですが、平成29年9月の定例市議会でも都市計画税条例の一部改正が議決され、平成30年度からも100分の0.25で継続となりました。

固定資産税路線価を公開

平成30年度の固定資産税の全路線価が掲載された路線価図を情報公開コー

ナー(両庁舎1階)で公開しています。

□不服がある場合

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合には、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3カ月以内に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

▶資産税課 ☎

土地係 ☎042-460-9829
 家屋償却資産係 ☎042-460-9830

表1 課税標準額の算出方法

区分	負担水準	平成30年度課税標準額
住宅用地・市街化区域農地	100%以上	平成30年度評価額×住宅用地等特例率(表2参照) ※この計算式で算出した額を「本則課税標準額」と言います。
	100%未満	平成29年度課税標準額+(本則課税標準額×5%) ※上記当該額の上限を本則課税標準額、下限を本則課税標準額×20%とします。
商業地など	70%超	平成30年度評価額×70%
	70%以下60%以上	平成29年度課税標準額を据え置き
	60%未満	平成29年度課税標準額+(平成30年度評価額×5%) ※上記当該額の上限を平成30年度評価額×60%、下限を平成30年度評価額×20%とします。

表2 住宅用地等特例率

	小規模住宅用地	一般住宅用地	市街化区域農地
固定資産税	6分の1	3分の1	3分の1
都市計画税	3分の1	3分の2	3分の2